

グループホームとちの木荘

指定認知症対応型共同生活介護事業所

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規定

(目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会の経営するグループホームとちの木荘（以下事業所という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条** 事業所において提供する介護は、介護保険法及び関係法令の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホームとちの木荘とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 3名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、通所介護事業所、病院、訪問看護事業所等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 20名以上
介護従事者は、ご利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、27名とする。(3ユニット)

(介護の内容)

第7条 介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活の中での機能訓練
- ③ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業所が提供する事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|--|---------------------|
| ① 家賃 | 10,500円/月 |
| ② 食費 | 30,900円/月(1,030円/日) |
| ③ 光熱水費・燃料代 | 26,000円/月 |
| ④ 預かり金 | 50,000円(入居時) |
| ⑤ 施設管理費 | 10,000円/月 |
| ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実 費 |

- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 長期不在及び外泊により欠食した場合は食費を差し引く。ただし、差し引く欠食分は1日分を単位とし、1食分からの差し引きは行わないものとし、1日につき1,030円差し引く。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受ける。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要支援2の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。(極端な暴力行動や自傷行為がある等、共同生活を送ることが難しい者は対象外とする。)
- ② 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居を求める場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の情報の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(地域との連携)

第 17 条 事業所はこの事業の提供に当たって、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受け、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 2 事業所は、運営推進会議への報告及び運営推進会議からの評価、要望、助言等について記録を作成しこれを公表する。

- 3 事業所は、その事業の運営に当たって、地域住民等との連携及び協力を行うなどの交流を図る。
- 4 事業所は、その事業の運営に当たって、利用者からの苦情に関して市町村が派遣する、介護相談員派遣事業等に協力するよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束に関する事項)

第 19 条 事業所は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する。

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。

(3) 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(その他運営についての重要事項)

第 20 条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

② 継続研修 年 1 回

2 事業所は、サービスの質の自己評価及び外部評価を年 1 回は実施し、その結果を公表する。

3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続して施設サービス

の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し必要な対策を講じます。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人^{恩賜} 済生会支部^{財団} 栃木県済生会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附 則

この規程は、平成14年10月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 1月20日から施行する。

この規程は、平成15年 3月24日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。